平成２９年（フ）第１３６８号
福岡県春日市昇町６丁目44番地３
破産者　有限会社栄和通信
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８号
茨城県水戸市青柳町3896番地
破産者　東京データーシステム株式会社
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２８０号
栃木県真岡市熊倉３丁目11番地２　市営中丸団地202号
破産者　細木　竜也
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４０号
栃木県那須塩原市埼玉６番地918
破産者　坂入　匡享
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４号
栃木県佐野市高砂町679番地12
破産者　株式会社マミー
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６５号
栃木県佐野市犬伏新町1343番地グランシード・ルクプルＣ―106
破産者　有限会社ルメルシー
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第７０９号
千葉県市川市曽谷６丁目26番15―403号　（カスミハイツ）
破産者　羽月　祐次
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４号
山梨県甲府市下小河原町133番地１
破産者　有限会社エーピーデータ社
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
愛知県一宮市森本１丁目３番36号
破産者　有限会社ＭＣケミカル
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７３号
広島市安芸区中野３丁目26番28号
破産者　オールイン株式会社
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０７号
広島市南区東雲本町２丁目12番18―304号
破産者　株式会社シーエスサポート
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６３５号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目150番地の１
破産者　有限会社吉孝建設
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３２号
千葉市稲毛区作草部１丁目１番68号
破産者　望月　　勝
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３５号
千葉県市川市原木３丁目12番15号（カーサミカミ105号）
破産者　柴田　一夫
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１３７号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目９番38号
破産者　株式会社田村材木店
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４９号
横浜市鶴見区駒岡５丁目15番26号
破産者　有限会社宮城食品
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７１５号
横浜市泉区和泉町4929番地
破産者　有限会社湊興建設
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８２号
横浜市港北区樽町２丁目10番２号
破産者　株式会社エース建装
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１０号
岐阜県大垣市笠縫町328番地の１
破産者　株式会社アリス開運堂
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
岐阜県揖斐郡大野町上秋267番地
破産者　株式会社加藤謙
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１６１０号
東京都千代田区飯田橋３丁目11番５号
破産者　ティ・エフ・イー株式会社
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６６号
東京都江戸川区中央２丁目20番21号
破産者　株式会社佐藤製作所
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６７号
東京都江戸川区中央２丁目20―21
破産者　佐藤　健司
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部